

1. ECCH（欧州ホメオパス中央評議会）からのホメオパシー療法の推奨文

2010年2月21日

件：日本におけるホメオパシー治療に対する法的状況



ECCH 会長
ペター・ヴィクスヴィーン

ECCH・ICH 秘書官
スティーヴン・ゴードン

導入

日本政府が、現在、日本でのホメオパシー治療の法律制定、そして/または規定の導入を検討していると認識し、この手紙をお送りしています。ここに、欧州の国々に存在している法律制定の概説とともに主要検討ポイントを提示します。

The European Central Council of Homeopaths (ECCH / 欧州ホメオパス中央評議会)

欧州ホメオパス中央評議会 (ECCH) は、欧州 24 カ国のプロフェッショナルホメオパス団体の会員を代表するプラットフォームです。欧州中のホメオパシーの法律制定、規定、教育への概観と見識を持っております。ECCH は、欧州評議委員会での非政府組織参与地位にあり、ブルッセルをベースにする欧州委員会が資金提供する European Public Health Alliance (EPHA / 欧州公衆健康連合) のメンバーとなっております。

日本ホメオパシー医学協会 (JPHMA) は、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、アメリカ、そして欧州からの 31 団体と並び、International Council for Homeopathy (ICH / ホメオパシー国際評議会) の正式メンバーです。これら会員は全て、職業団体としての標準と必要条件に叶ったホメオパシーを実践するホメオパス達の団体として代表しています。

医療関係者その他の職業によるホメオパシー治療

欧州の殆どの国々では、何十年もの間、ホメオパシーは、法的規定された医療関係者とそうでない者の両方によって実践されています (ECCH2009)。ここ数年間、ホメオパシーや他の補完代替療法の実践を肯定的に規定する国家政府の数が増えています。ここでは、法的規定された医療関係者とそうでない者の両者にホメオパシー治療をする法的権利を与えられるよう、ホメオパシー治療への

合法化が関与しています。このような国々の例は、ベルギー、アイスランド、リヒテンシュタイン、オランダ、ノルウェー、ポルトガルを含みます（付録 A 参照）。

私達は、日本が、国家登録機関の教育と登録標準に合った、しっかりと訓練を受け、しっかりとした規制を受けたホメオパスや医療関係者から、患者がホメオパシー治療を選ぶ自由を持つ事を認める法律制定を強く推奨します。（付録 B 参照）。これは、従来にない医学における欧州評議会の 1999 年決議 1206 にも従っています：

“議会は、今後、代替補完医療は、現代医学の医師達、及び、しっかりと訓練を受けた現代医学でない医学治療家達によって実践されるものと信じる（患者は、どちらにでも相談する事ができ、家庭医による照会でも、自分の自由意思によるものでも良い）。これは、倫理的な主体が普及するべき。”

更に、“伝統医学戦略 2002－2005”と題された彼らの戦略的政策レポートでは、**世界保健機構 (WHO)** は、以下のように推奨しています（26 ページ）：供給者と消費者による伝統医学もしくは補完代替医療の健全な使用促進において必要な鍵は以下を含むべき：

国家レベルにおいて：

- 最もよく使用されている伝統医学もしくは補完代替医療に対する訓練ガイドライン
- 伝統医学もしくは補完代替医療供給者の団体の強化と増加
- 伝統医学もしくは補完代替医療供給者とアロパシー医学治療者の間の協力強化
- 伝統医学もしくは補完代替医療と商品の適切な使用における消費者への信頼おける情報

ここで私達が指摘したいのは、WHO は、全ての伝統医学もしくは補完代替医療は、医師達によって治療されるべきであると推奨していない点です。更に、日本ホメオパシー医学協会 (JPHMA) は、既に、何年もの間、彼らのクライアントへの効果的で安全な治療を確実にする為の幾つもの評価基準とホメオパス教育の訓練ガイドラインを導入しています。

ホメオパシーの安全性

ホメオパシー治療の安全性は、数多くのリサーチャーによって検討されています。欧州ホメオパス中央評議会 (ECCH) は、研究成果をまとめたレポートを展開しており、それは以下を含みます：

- ホメオパシーの医薬商品は、非常に高希釈されているので、使用が安全であり、従って人間に毒物学的に有害な影響を起こす事ができない
- 報告された有害事象や薬物有害反応におけるリサーチエビデンスはまた、ホメオパシーの医薬商品は使用するに安全である事を示している
- 治療家による非倫理的治療や医療ミスのケースは極めて稀

補完代替医療治療家の規定を導入されるにあたり、ホメオパシーの治療家（ホメオパス）達は、医学的診断をしないというのが周知の原理である事を指摘したいと思います（付録B参照）。ホメオパス達は、患者が、診断目的や現代医学の治療が必要な時は、医師達のサービスにアクセスする事を信頼しています。ホメオパス達には、患者を医師に照会する必要時を知る訓練がされています。ECCHの安全レポートは、次のウェブサイトよりダウンロードすることができます。

www.homeopathy-ecch.eu

JPHMA を国家協議プロセスに関与させて下さい

日本におけるホメオパシー治療法律制定と規定確立を検討するプロセスに、日本ホメオパシー医学協会（JPHMA）を関与させる事を日本政府に強く奨励します、何故なら、彼らは、高い質のホメオパシー治療基準を導入しており、だからこそ、ホメオパシー国際評議会（ICH）のメンバーとなったからです。

更なる情報は、付録AとBをご参照下さい。

更に必要な情報がありましたら、喜んで供給致します。

敬具

スティーヴン・ゴードン

ECCH 秘書官

ペター・ヴィクスヴィーン

ECCH 会長

付録A

欧州と国家法律制定と規定

1. 欧州評議会の補完代替療法決議

1999年、欧州評議会は、補完代替療法における重要な政策方針書を発表。参照：A European Approach to Non-conventional Medicines Resolution 1206 1999。この決議では、以下が述べられている：

“議会は、患者への最善の保証は、適切に訓練されたプロフェッション（専門的職業 / 団体）にあると信じる。それは、限界の認識があり、倫理と自主規制システムを持ち、また、外的コントロールに従属している。保健分野における新しい職業の発生を防ぐことを望むのは非現実的だろう。非従来医学のある、または他の形式治療において、ある欧州の国々に現在存在する規定は、発展の為にその道をオープンにしている。議会は、メンバー国家に、隣国の実験の結果において、そのアプローチをモデルにし、可能な時はいつでも、これら医学に関する地位を調和させるよう求める。”

“議会は、今後、代替補完医療は、現代医学の医師達、及び、しっかりと訓練を受けた現代医学でない医学治療家達によって実践されるものと信じる（患者は、どちらにでも相談する事ができ、家庭医による照会でも、自分の自由意思によるものでも良い）。これは、倫理的な主体が普及すべき。”

2. ドイツにおけるホメオパスは、1939年以來認識されている

ドイツにおいては、医師でないホメオパシー治療家は、the provisions of Heilpraktikergesetz law（ハイルプラクティカ法）を通し1939年以來、規制されている。参照：Gesetz über die berufsmäßige Ausübung der Heilkunde ohne Bestallung (Heilpraktikergesetz) vom 17.02.1939 (RGBl. IS. 251), geändert durch Art. 53 des EGStGB vom 02.03.1974 (BGBl. IS. 469)

3. オランダでは、ほぼ20年間、肯定的なホメオパシーの規制

1993年、オランダ政府は、それまでは医師でないものが補完代替療法を行うのは不法であったのを、許可するよう変えた。ホメオパシーは、ホメオパスと医師の両方によって実践される事ができる。参照：Beroepen in de Individuele Gezondheidszorg

4. ベルギーでは、2000年以來、ホメオパシーが合法化された

2000年、ベルギー政府は、それまで不法だったホメオパシー、鍼灸、オステオパシー、カイロプラクティックの治療を認識する、と法律を変えた。ホメオパシーはホメオパスと医師の両方によって治療される事ができる。これら療法の治療家達を登録し規制するための委員会が設立されているところ。The Liga Homeopathica Classica (LHC)、Belgian homeopathic ECCH/ICHメンバー団体は、

2002年ベルギーの厚生省に正式に認識され、LHCのメンバーであるホメオパスの権利は、2007年2月に発表された王室決議で確認された。

5. ポルトガルでは、2003年ホメオパシーが合法化された

2003年、ポルトガル国会は、ホメオパシーと他5つの補完代替療法治療を認識する新しい法律を導入。ホメオパシーは、ホメオパスと医師の両方に治療される事ができる。新しい法律は、ポルトガル市民が自由に療法を選ぶの権利を正式に記している、またこれら療法を独立した医療職として治療する治療者の規制ベースも制定している。参照：Project of law No 263/IX for framing the base pf the Non-Conventional Medicines. Project of law No 27/IX Legal procedures of the Non-Conventional Therapies. Law 24/2003, Decree 28/2006

6. ノルウェーでは、2004年から補完代替療法の法律と公衆登録

法的規制されていない医療関係者による代替療法治療を明確に許可する新しい法律が2004年1月1日より施行された。代替療法治療者の正式な登録は、2004年6月1日に設立された。登録は自発的行為で、その職業は、自己規制。ホメオパシーは、ホメオパスと医療関係者の両方によって治療される事ができる。参照：Lov om alternative behandling av sykdom mv. 代替療法登録は、次のウェブサイトで。www.brreg.no

アイスランドの政府は、2005年ノルウェーの法律と実践的に同一である法律規定を導入。

7. デンマークでは、2004年から補完代替療法登録

代替療法治療家の公式登録は、2004年6月1日に設立された。登録は自発的行為で、その職業は自己規制。最低限要求される医学訓練が設定されている。ホメオパシーは、ホメオパスと医師の両方によって治療される事ができる。参照：B47 (som vedtaget): Forslag til folketingsbeslutning om en registreringsordning for alternative behandlere. Vedtaget af Folketinget ved 2. (sidste) behandling den 10. April 2003 at http://www.ft.dk/Samling/20021/besluntningsforslag_oversigtsformat?B47.htm

8. 英国政府と上院は、ホメオパシーは、ホメオパスと医師の両方によって治療される事に同意

英国政府は、鍼灸師と薬草学治療家は、その職業に対する制定法に従う自己規制に達する事を推奨、ホメオパスは、将来、制定法に従う自己規制に達する事を深刻に検討する事が推奨された。この政府の推奨は、2000年に発表された英国上院科学と技術委員会報告をサポートしている。ホメオパシーは、ホメオパスと医師の両方に治療される事ができる。

補完代替療法における英国上院科学と技術委員会レポートでは、補完代替療法へのリサーチにおける投資、補完代替療法治療家の教育と規制の発展、医師達の間での代替補完療法の認識をより増やす

事、国民健康保険における補完代替療法治療の証明や規制の含有が推奨されている。参照：House of Lords, Science and Technology - Sixth Report, November 2000

9. アイルランド政府は、ホメオパスの公的規制を導入している

アイルランド政府は、ホメオパシー職業を肯定的に規制する過程において、ECCH/ICH アイリッシュ団体は、正式な諮問委員会の席を持っている。参照：Report of the Regulation of Practitioners of Complementary and Alternative Medicine in Ireland, Health Services Development Unit, 2002; Report of the National Working Group on the Regulations of Complementary Therapists to the Minister for Health and Children, December 2005

10. 殆どの欧州メンバー国家で、ホメオパシーがホメオパスによって治療されている

殆どの EU メンバー国家では、ホメオパシーと他の補完代替療法は、法的規定された医療関係者でない治療家達によって法的に治療されている。数少ない内の一つ、フランスでは、今まで法的規定された医療関係者以外の治療を禁止しているが、政府は、最近、今まで不法であった整骨師とカイロプラクティカーを肯定的に規制するように動いている。

付録 B

ホメオパスは医学的診断をしない

ホメオパスの適正範囲の一つとして、ECCH とそのメンバー団体は、治療家は医学的診断をするべきでないという事が明確。ホメオパス達は、患者が、診断目的や現代医学の治療が必要な時は、医師達のサービスにアクセスする事を信頼している。これは、二つの ECCH 方針書面に認識されている (European Guidelines for Code of Ethics, November 2002; ECCH Bounds of Competence, May 2006)。以下は、この二つの文書に供述されている：

ECCH は、ホメオパスが自己の適正範囲を認識し、クライアントにとって最大の利益を認識する。これは、倫理綱領への ECCH のガイドラインの主要点として挙げられている：

- 治療家が認識する適正範囲は以下を含む：
 - 国家の法的要求に関して情報が与えられている事
 - 自己の知識、技術、経験の限界の為、何時、他の医療関係者に参照するかを認識する事が適切もしくは必要
 - 届け出義務のある疾患や潜在的に問題の病理状況に関する規制に関して情報が与えられている事 (国家の法的フレームワーク内で活動する)

ホメオパスによって行われたのでない投薬の調整や停止に対する責任は、クライアントが処方した治療家との相談におかれるべき。ホメオパスはまた、以下の状況時について知っておくべき

- クライアントの状態は自分の臨床範囲限度を超える
- クライアントの状態は他の療法を受けた方が良い
- クライアントの状態は、調査や医学的診断を必要とする状態を示す症状がある

ホメオパスの教育と訓練

欧州評議会は、非従来医学における 1999 年の決議で、次の点を指摘している（付録 A 参照）、ホメオパシーは、欧州において 4 つの確立されたベスト補完代替療法の一つで、この治療法は、現代医学の医師としっかりと訓練を受けた補完代替療法治療家によって実践される事ができる。患者は、どちらにでも相談する事ができ、家庭医による照会でも、自分の自由意思によるものでも良い。これは、倫理的な主体が普及するべき。

治療家の適正は、その基本的な教育と訓練を通して確実なものとするべき。この必須適正を確実にする為、ECCH は、ホメオパシー教育に対するガイドライン（European Guidelines for Homeopathic Education, June 2000）を作成した。

他に類のない独特な臨床分野（discrete clinical discipline）としてホメオパシーを完全に訓練された治療家、卒業後のホメオパシー訓練を受けた医療関係者の両方に対する、ホメオパスの教育と訓練の規準が存在すべきである。これは、クライアントに対し、高質で効果的で安全な治療を施す事を確実にする為に必須である。

●ペター・ヴィクスヴィーン（Petter Viksveen）略歴

ECCH（European Central Council of Homeopaths 欧州ホメオパス中央評議会）会長

ノルウェー出身

1987 年にオスロで設立されたホメオパシーコース、スカンジナビア・クラシック・ホメオパシー研究所（Skandinavisk Institutt for Klassisk Homeopati (SIKH)）の講師で教育学上の責任者。

ホメオパスとしては 18 年のキャリア。ここ 20 年間は、ホメオパシーの団体活動に関与している。

ペター・ヴィクスヴィーン氏は、教育学に焦点を当てており、中央ランカシャー大学で修士号取得。

卒業論文「欧州におけるホメオパシー教育」

●スティーヴン・ゴードン（Stephen Gordon）略歴

ECCH 創始者のひとり。1990 年設立以来、ECCH の秘書官として奉仕している。

ブラッセルとストラスブールにおける欧州連合を含む、欧州レベルにおける ECCH の対政府広報活動を行っている。ホメオパスとしては 27 年のキャリア。